APNIC Update

第51回JPNICオープンポリシーミーティング(2026/11/24)

JPOPF運営チーム＆JPNIC

一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright © 2025 Japan Network Information Center

APNIC62(2026年09月04日～10日)



インド・ムンバイにて開催
インド開催はAPRICOT2012/APNIC33(ニューデリー)以来

参加方法：オンサイト/Zoom/YouTube Live

参加国数：54ヵ国(経済圏等含む)

現地参加者数:500名　オンラインのみ84名

近年参加者数は右肩上がりに増加傾向。前単独回回APNIC50(ベトナム・ダナン/451名)から約50名増加。

現地の様子











APNIC 62 Flickrより引用
https://flic.kr/s/aHBqjD4doY

プログラムについて

- Workshop
  Network Automation, Network Security, Next-Gen Service Provider Routing
- SIG(Special Interest Group)
  Cooperation , Policy, NIR, Routing Security
- Technical(Operations, AI, IPv6 Deployment)
- FIRST(Forum of Incident Response and Security Teams)
- BoF
- 共催イベント
  APIX
- その他
  Diversity

APNIC 62　選挙結果

2026年9月10日 ｜ ムンバイ

NRO NC 選挙　（総投票数 366票）

当選　Gazi Zehadul Kabir	**263票**	Nicole T. I Chan　91票	Param Vijay　12票

任期：2027年1月～2028年12月

SIG Co-Chair 選挙

Policy SIG	**Ching-Heng Ku（再選）**	Christopher Hawker	**153票**
Cooperation SIG	**Alban Kwan（当選）**	Evamay C. Dela Rosa	**115票**
Routing Security SIG	**Taiji Kimura（再選）**	Anand Raje	**164票**
NIR SIG	**Zhen Yu（無投票再選）**	対抗候補なし	**投票なし**

※SIG Co-Chairの票数は当選者の獲得票数

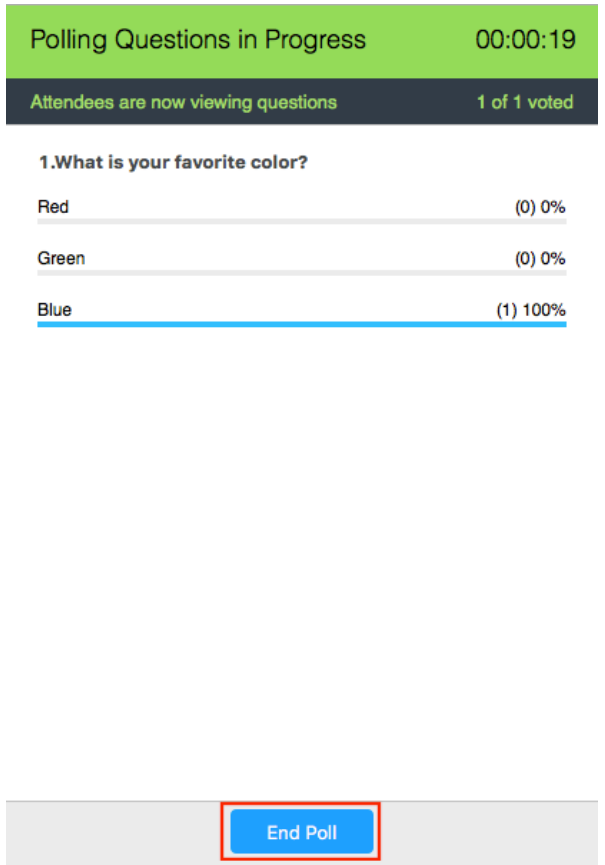
出典：APNIC 62 Report / SIG Nominations / BigPulse選挙結果（APNIC公式リンク）

Policy SIG: コンセンサス確認の方法

コンセンサスは挙手で確認
オンラインではZoom Pollで意思表示を確認



APNIC 62 Flickrより引用
https://flic.kr/s/aHBqjD4doY



アドレスポリシーに関する議論

今回は7件の提案について議論されました

prop-164: Allocations of IPv6 Resources longer than a /32 with a nibble boundary alignment

「IPv6最小割り振りサイズの変更」
https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-164/

prop-165: Provision of IPv4 Address Space to IPv6-only Networks for Transitional Purpose

「IPv6ネットワークへの移行を目的としたIPv4アドレスの割り振り」
https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-165/

アドレスポリシーに関する議論②

prop-168: Increase to maximum IPv4 delegations

「IPv4アドレスの最大割り振りサイズ拡張」

https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-168/

prop-169: Aligning IPv4 LIR Needs Assessment with Current IPv4 Delegation Policy

「LIRに対するIPv4アドレスニーズ評価の見直し」

https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-169/

prop-170: Nibble-Boundary Alignment for IPv6 Allocations

「ニブルバウンダリを適用したIPv6アドレスの割り振り」

https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-170/

アドレスポリシーに関する議論③

prop-171: Operational Accountability for Abuse Contacts in Sub-Allocated Address Space

「再割り振りされたIPアドレスのabuse対応責任の明確化」
https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-171/

prop-172: Defining Internet Abuse through IP Addresses

「IPアドレスを通じたインターネット不正利用の定義」
https://www.apnic.net/community/policy/proposals/prop-172/

prop-164: IPv6最小割り振りサイズの変更

提案内容

- IPv6の最小割り振りサイズを/32から~~/36~~/40へ変更する。
- /32の割り振りを受けているホルダーは/40までの部分返却を認める
- APNICはスパースアロケーションを確保し、ニブルバウンダリな割り振りを行う

目的

現行の/32の割り振りでは多すぎるので、/36や/40の分配を受けようとすると、割り当てになるため再割り当てができず、WHOISに正確なレコードを登録できない。そのため、最小割り振りサイズを/40に引き下げ、正確なWHOIS登録を可能にしたい。

⇒前回、前々回と(APNIC60,61)で議論もコンセンサスには至らず。

prop-164に対する議論

慎重・否定的

JPOPF-ST

主な議論・意見

- 現行の/32を/40へ縮小する必要性が十分に説明されていない。
- WHOIS/RDAPの登録精度の問題と、割り振りサイズの問題は分けて検討すべき。
- アドレス節約だけでなく、経路集約・運用負荷など従来のポリシー目標との整合が必要。
- ニブルバウンダリ採用の具体的な利点や利用事例が不明確。

JPOPF-ST

11

prop-164: IPv6最小割り振りサイズの変更

会場の意見

- スパースアロケーションの話やニブルバウンダリな割り振りは提案者の言う「情報の不正確」と同一の問題か？別の提案として切り離して考えるべきでは？

  ⇒提案者としては連動する問題であり、一つのproposalとして解決したい。

  ⇒APNIC事務局への負担は大丈夫か。

- 維持料に対する影響のコメントが散見

⇒ポリシーは料金に関する議論を行う場ではない。

本当に考えたいのは**なぜ現行は/32になっているのか**。その意味を理解しているか。
(経路集成など)この点の議論は会場では見られなかった。

prop-164: IPv6最小割り振りサイズの変更

賛成・反対双方散見されましたが、コンセンサスには至らず。
(強く反対が1名)

ココでややイレギュラー発生！

- 強く反対の人の指摘ポイントはすでに解決済みであるとして再度のコンセンサス確認を提案者が要求。
- プロセスに無いとするも、チェアが折れて再確認することに。

しかし、強く反対に限らず反対数が一定数納得していないことを再度示したことから再びコンセンサスには至らずということで議論終了となった。

prop-165: IPv6ネットワークへの移行を目的とした IPv4アドレスの割り振り

提案内容

IPv6-onlyネットワークを構築する組織に対し、 DNSやメールなど重要なサービスのIPv6への移行が完了するまでの過渡期の対応として、 IPv4アドレス/24を割り振る。 割り振られたIPv4アドレスの移転や再割り当ては認めず、 APNICがIPv6導入支援という目的に沿って利用されているか確認する。

目的

- 現行ポリシーのみであると、IPv6の取得基準を満たしていても、IPv4の取得基準を満たせず、移行期のIPv4アドレス確保に困る組織が将来的に発生しうる。
- そのような組織をカバーするために本ポリシーを実装したい。

prop-165に対する議論

概ね中立的

主な議論・意見

- IPv6専用ネットワークでもDNSやIPv4接続のため少量のIPv4が必要となる場合がある。
- 現行のIPv4分配要件を満たせない組織を将来支援するという趣旨は理解された。
- 現時点で具体的な困窮事例は少なく、将来の需要を見据えた提案であることを明確にすべき。
- 利用目的の確認方法や専用プールの規模・終了条件について、次版での整理が期待される。

prop-165: IPv6ネットワークへの移行を目的とした IPv4アドレスの割り振り

会場の意見

- IPv6-onlyネットワークの実装を支援するものとして複数の支持
- IPv6移行に使われているかの確認方法

⇒既存のAPNICがモニタリングしているデータで確認できるのでは。

- 制度の終了条件の定義
- 現時点でこういったニーズが確認できていないが本当に必要となるタイミングは来るのか…？

今回はAPNIC事務局の影響予測が間に合わなかったため、コンセンサス確認は行わず。

prop-168: IPv4アドレスの最大割り振りサイズ拡張

提案内容

IPv4アドレスの最大割り振りサイズを/23から/22へ拡張する。

- 新規申請者に限らず、既存の契約組織でも総IPv4アドレス数が/22以下の場合には追加申請を可能とする。なお、移転でアドレスを放出した組織は追加申請の対象外となる。
- 追加割り振りを受けた組織はすべての割り振りアドレスを対象に、追加割り振り日から5年間を移転不可とする。
- 利用可能なプールが枯渇した際に、/12をIPv6移行用としてプールとする。本プールからの割り振りは移転を禁止し、不要になった場合にはAPNICへ返却するものとする。

prop-168: IPv4アドレスの最大割り振りサイズ拡張

目的

- APNICのIPv4アドレス分配は「利用可能プール」から分配
  (現在は純粋な103はすべて分配済み、返却アドレスを再利用)

- 現在のペースで分配されるとこのプールが完全枯渇するのは2035年頃と予測されている。

⇒そんなに先まで要りますか？

- 不明な将来の必要な人にではなく、現在必要な人に配る方が良いのでは？

⇒ニーズを満たすことで市場が停滞⇒移転やアドレスリースを減らせる…？

prop-168: IPv4アドレスの最大割り振りサイズ拡張

前回(APNIC61)の議論

- リースを減らしたいというのは賛成
- IPv4アドレスポリシー策定の際にこれまで根底にあったのは後発企業に不利を作らず、IPv6導入のためのIPv4を分配し続けること。

⇒IPv4の早期完全枯渇はIPv6実装の枷に成りえる。

- スタートアップにとって/23は最低限十分な量だ。
- 条件にある移転禁止期間はアドレスの流動性を下げ、よりリースを促す可能性もある。

賛成も見られたが、中立・反対多数でコンセンサスには至らず。

prop-168に対する議論

消極的反対が中心

JPOPF-ST

主な議論・意見

- IPv4分配サイズの変更が繰り返し議論されており、これ以上の変更に慎重な声があった。
- リースへの依存を減らす目的は理解できるが、分配サイズ拡大で解決できるか疑問。
- 追加分配を受けると、既存保有分を含む移転が直近分配から5年間制限される影響が大きい。
- 残存IPv4プールは限られ、制度変更によって実際に恩恵を受ける組織は限定的ではないか。

JPOPF-ST

20

prop-168: IPv4アドレスの最大割り振りサイズ拡張

会場の意見

- /23は既に使い切っている。新しいPoPを建てたいが、できない。リースに頼る選択肢も出てくる。
- 新規参入者への公平性を欠く可能性が高い。
- 実装準備に約9ヵ月、需要次第で3か月ほどで既存の在庫アドレスは完全枯渇を迎える想定。わずか1年で枯渇するのはあまりに早すぎるのではないか。もう少し調整が必要。
- 単純なIPv4の増強にしたくない。165のようにIPv6移行に関連させるような方式が良いのでは。

賛成も見られたが、中立・反対多数でコンセンサスには至らず。

prop-169: LIRに対するIPv4アドレスニーズ評価の見直し

提案内容

「1年以内に少なくとも/23を使用するための計画」を「審査対象となるIPv4割り振りを1年以内に使用するための詳細な計画」とする。

目的

- 現行ポリシーでは/23と定めているが、/24の割り振りを受ける際に実際の割り振りサイズよりも大きなサイズの計画を提出しなければならないという矛盾が発生する。(実際の運用としてはこうなっていない)
- 実態に合わせたポリシーの文言に変更したい。

prop-169に対する議論

概ね賛成

JPOPF-ST

主な議論・意見

- 現行文書の「1年以内に/23を利用」という記述は、実際の/24等の分配審査と不整合。
- 審査対象の分配サイズに応じた利用計画へ文言を修正することは妥当。
- 実運用を変更する提案ではなく、ポリシー文書を現状に合わせる整理と理解された。
- 運用上の大きな影響や新たな懸念は示されず、概ね支持された。

JPOPF-ST

23

prop-169: LIRに対するIPv4アドレスニーズ評価の見直し

会場の意見

- 現在の運用とポリシー文書の整合性を取る変更であることから、会場では大きな反対意見は見られず。

反対票はなし。コンセンサスに至る。

prop-170:ニブルバウンダリを適用したIPv6アドレスの割り振り

提案内容

申請者が希望し、「長期的なIPv6アドレス計画」を提出すると、 ニブルバウンダリに沿ったIPv6アドレスの割り振りを受けられるようにする。(通常の割り振りは従来通り(1bit単位)とする)

目的

- ニブルバウンダリなサイズでの割り振りを希望する人ができるようにすることで管理運用のしやすくし、利用者の負担を下げる

prop-170に対する議論

慎重・否定的

JPOPF-ST

主な議論・意見

- ニブルバウンダリを必要とする具体的な利用者・運用課題が明らかでない。
- /32から/28への変更ではアドレス量が16倍となり、可読性向上に見合うか疑問。
- 将来の拡長期計画による追加割り振り基準と現行の追加割り振りの違いが不明瞭。
- 長期計画による追加割り振り基準と現行の追加割り振りの違いが不明瞭。
- 追加のアドレス維持費を負担してまで希望する需要があるか、具体例が必要。

JPOPF-ST

26

prop-170:ニブルバウンダリを適用したIPv6アドレスの割り振り

会場の意見

- 運用効率が上がるので大賛成(中国からの参加者)
- 既存のポリシー下でもニブルな単位でのニーズを証明できればアドレスはもらえるから変更する意味はあるのか？二重に方法を定義しちゃっていないか？
- ニブルバウンダリを正当化する根拠は何か？

⇒運用、逆引き、ルーティング、セキュリティ等を加味してAPNIC事務局が判断する(？)

中国勢の猛プッシュもあり、賛成に傾き、コンセンサスに至りました。

prop-171:再割り振りされたIPアドレスのabuse対応責任の明確化

提案内容

下位組織へIPアドレスを再割り振りする場合、 上位組織が適切なabuse窓口を確保し、 正当なabuseレポートが実際に運用上の責任を負う当事者まで届くことを保証する。実装方法は別所ガイドラインを制定する。

目的

- prop-125: Validation of “abuse-mailbox” and other IRT emails”の実装で到達性確保は向上した一方、それが適切に処理されるかどうかは保証されていない。
- 特に再割り振りにおいてはabuse対応において誰に責任があるのかを明確にし、機能するものとしたい。

prop-171:再割り振りされたIPアドレスのabuse対応責任の明確化

(a) 登録された abuse contact または IRT contact を、そのアドレス空間に責任を負う下位組織が直接運用する。

(b) 登録された contact を上位の資源保有者が維持する集中管理機能とする。ただし、その機能が、該当する下位の当事者を特定し、その当事者に abuseレポートを転送するための信頼できるプロセスを有していること。

(c) 正当な abuseレポートが、不当に遅延することなく、運用上の責任を負う当事者まで届くことを確保できるその他の方法。

prop-171に対する議論

概ね賛成・慎重な検討

JPOPF-ST

主な議論・意見

- 上位の資源保有者が、下位組織へのAbuse申告の到達・転送を保証する考え方は自然。
- 本提案は責任構造の明確化が中心で、監査権・報告徴収権・強制措置は定めていない。
- 実効性は限定的でも、将来の運用・制度整備の土台となる可能性がある。
- 上位組織の監督責任が訴訟等で引用される可能性もあり、法的影響には注意が必要。
- 詳細な運用方法はポリシーではなくガイドラインで整理する案も示された。

JPOPF-ST

prop-171:再割り振りされたIPアドレスのabuse対応責任の明確化

会場の意見

- 再割り振り先において問題があった場合に責任を取るのは上位組織のアカウントになる。それでは再割り振り先に直接のダメージがないので暴れ続けるところは暴れるし、関係のない上位組織の顧客が迷惑を被る可能性がある。
- 具体的な実装をガイドラインでとしているが、そっちが決まらないうちにゴールだけ設定するのは歪に感じる。

中立・反対が多く、コンセンサスには至りませんでした。

prop-172:IPアドレスを通じたインターネット不正利用の定義

提案内容

アドレスポリシーにおける「IPアドレスにおけるインターネットabuse」を定義する。

マルウェアの配布・ホスティング、DDoS、BGPハイジャックなどのルーティングレイヤでのabuse、IPアドレスの不正取得・移転・再分配、フィッシングや詐欺に利用されるインフラのホスティングなどを例として挙げ、アドレスポリシー上の「abuse」を定義する。また、abuseの判断者はリソースホルダーであり、APNICにはその裁定権限を持たせない。

prop-172に対する議論

反対・懸念が中心

主な議論・意見

- Abuseの類型を固定的に定義すると、新しい手口への対応の柔軟性を損なう懸念。
- 定義された事案が優先され、定義外の申告が軽視される可能性がある。
- 技術的に判断しやすい事象と、詐欺・コンテンツ等の法的判断を伴う事象は異なる。
- 国・地域ごとに法制度が異なり、APNIC全域で一律の定義を設けることは難しい。
- Abuse対応改善には、ポリシー化よりワークショップ・研修・運用指針が適切との意見。

prop-172:IPアドレスを通じたインターネット不正利用の定義

目的

- Abuseを定義することで行為に対する責任を明確に定義できるようにする。
- 今回の提案には含んでいないが、将来的な罰則規定等の導入の礎を作る

会場からの意見

- 単にabuseを定義するだけでなく、「abuseと判断するために必要な証拠」を検討する必要がある。CERT等との協力が必要。十分な技術的証拠のあるレポートに対してリソースホルダーが適切に対応したかを確認する仕組みを用意すべきである。
- そもそもAbuseをRIRで決めるとバラバラになりかねないのでIETFで標準化した方が良いのでは？

今回は提案者の希望によりディスカッションのみとなり、コンセンサス確認はありませんでした。

次回のAPNICミーティング

次回：APRICOT2027/APNIC63 香港
日時： 2027年2月24日～3月4日
場所：香港
https://2027.apricot.net



次回以降確定済み開催地
APNIC64 モンゴル・ウランバートル

APNIC updates conference host and location selection process
https://blog.apnic.net/2026/10/29/apnic-updates-conference-host-and-location-selection-process/
単独回：東アジア・南アジア・オセアニア
共催回：東南アジア
で回っていくとのこと。

参考:
APNICミーティングはどこで開催されるの？
https://blog.nic.ad.jp/2021/5846/
APNICミーティングWebページ
https://www.apnic.net/events/conferences/

JPOPF-ST with JPNIC